

	事項		内容	理由
目的・定義	目的	継続	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、卸売市場法に基づき、神戸市中央卸売市場の設置及び管理運営について必要な事項を定め、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もつて住民の生活の安定に資することを目的とする 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き神戸市が中央卸売市場を開設・運営する目的を明確にするため
	定義	新設	<ul style="list-style-type: none"> この条例において「卸売業者」とは、法第2条第4項に規定する卸売業者であつて、本市規定による許可を受けた者をいう 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に即し定義を明確化するため
			<ul style="list-style-type: none"> この条例において「仲卸業者」とは、法第2条第5項に規定する仲卸業者であつて、本市規定による許可を受けた者をいう 	
			<ul style="list-style-type: none"> この条例において「取引参加者」とは、卸売業者、仲卸業者その他の市場において卸売業者又は仲卸業者と売買取引を行う者をいう 	
卸売業者及び仲卸業者の役割	新設	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該市場において卸売をすることを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない 仲卸業者は、当該市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を、当該市場内の店舗において販売することを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 卸・仲卸の基本的な役割を明確にするため 	

	事項		内容	理由
A 卸売開市場者が業務を行う事項法	開設者の責務	新設	・市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない	・法定事項のため
	開設者による売買取引の結果等の公表	継続	・市長は、卸売業者からその日の主要な品目の卸売予定数量やその日の主要な品目の卸売の数量及び価格等の報告を受けたときは、速やかにインターネット等により公表するものとする ※条文は改正法に即した文言に修正	・法定事項のため
	卸売業務の許可	新設	・卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない ※市長の許可制度として規定（現行は農水大臣の許可） ※現行法の規定に準じて条例で規定 ※保証金、監督処分についても引き続き規定	・市場の適切な業務運営のため
	仲卸業務の許可	継続	・仲卸の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない ※保証金、監督処分についても引き続き規定 ※関連事業者についても許可制を継続	
	指導及び助言	新設	・市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項の遵守に関し必要な指導及び助言をすることができる	・取引参加者に遵守事項を遵守させるため
	協議会	継続	・市場の運営に関し必要な事項等を調査審議させるため、市長の附属機関として、神戸市中央卸売市場業務運営協議会を置く ※市場取引委員会と統合 ※市場関係者間の協議・調整の場として「現場取引委員会」を要綱・要領で規定	・市場の適切な業務・管理の運営のため

	項目		内容	理由
A 卸売開市場設業者が業務を行うの事項	卸売の業務の代行	継続	・市長は、卸売業者が、卸売の業務の全部若しくは一部を行なうことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は委託の申込みのあつた物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする	・市場業務の安定性を担保するため
	売買取引の差止め等	継続	・市長は、せり売又は入札の場合において、不正又は不当な行為がなされ、又は不当な卸売価格が形成されていると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる ・市長は、取引参加者に売買について不正又は不当な行為があつた時又は買受代金の支払いを怠つた時は売買を差し止めることができる ※条文は改正法に即した文言に修正	・市場の取引秩序を担保するため
	災害時における生鮮食料品等の確保	継続	・市長は災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる	・市場の適切な業務・管理の運営のため
	衛生上有害な物品等の売買禁止	継続	・市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品が市場に搬入されないよう努めるものとする	
	市場秩序の保持等	継続	・市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる	
	環境の保持	継続	・使用者及び市場へ入場する者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない	

	項目		内容	理由
B 法定の 取引参 加者の 遵守事 項（共 通の取 引ルー ル）	売買取引の原則	継続	・市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない	・法定事項のため
	差別的取扱いの禁止	継続	・卸売業者は、市場における卸売の業務に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない ※改正法に即した文言に修正	・法定事項のため
	売買取引の方法	変更	・卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない	・実状に応じた柔軟な取引を可能とするため
	売買取引条件の公表	新設	・卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない ①営業日及び営業時間 ②取扱品目 ③引渡しの方法 ④委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 ⑤支払期日及び支払方法 ⑥奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額 ⑦卸売業者が定めた受託契約約款	・①～⑥は法定事項のため ・⑦卸売の受託を円滑に行うため
	受託拒否の禁止	継続	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない	・法定事項のため

	項目		内容	理由
B 法定の 遵守事項 （共通の 取引参加者の 遵守事項）	決済の確保	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、受託契約約款で定める期日及び支払方法（委託者との特約があるときはその特約の期日及び支払方法）により、委託者に売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を支払わなければならない ※改正法に即し、現状を踏まえた期日に修正 	・実状に応じた取引を可能とするため
		継続	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、売買取引の相手方と契約、協定等により定めた支払期日及び支払方法により売買取引に係る買受代金を支払わなければならない ※改正法に即し、対象を取引参加者とし、現状を踏まえた期日に修正 	
		新設	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出するとともに、事業報告書の貸借対照表及び損益計算書の部分について、出荷者から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない 	・法定事項のため
	売買取引の結果等の公表	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない ①主要な品目の卸売予定数量（日ごと） ②主要な品目の卸売の数量及び価格（日ごと） ③出荷・完納奨励金等（月ごと） <p>※①②は、市長への報告義務も規定（市長による公表のため必要） ※③は、改正法に即し、公表事項に追加</p>	・法定事項のため

	項目		内容	理由
B その他の 取引参加者の 遵守事項 (取引ルール)	第三者販売の規制	変更	・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。 ※取引の実態を把握するため報告を義務化	・取引の自由度を高め、 活発な取引環境を確保するため
	直荷引きの規制	変更	・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない ※取引の実態を把握するため報告を義務化	
	商物一致の原則	廃止	・条文削除 ※場外指定保管場所については、引き続き税制特例の適用が可能となるよう指定を継続	
	自己買受の禁止	廃止	・条文削除	
	開設区域内の小売規制	廃止	・条文削除	
	受託物品の検収等	廃止	・条文削除 ※その他、卸売をした物品を買い受けた者の明示及び引取り、卸売代金の変更禁止、受託物品の検収についても条文削除 ※運用指針等必要に応じて要綱・要領で規定	

	項目		内容	理由
B その他の 取引参加者の 遵守事項 (取引ルール以外)	取扱品目及びその 属する部類	継続	本場 ・青果部 野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く)並びにその他の食料品 ・水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の食料品 東部市場 ・青果部 野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く)並びにその他の食料品 ・水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の食料品 ・花き部 花き 西部市場 ・食肉部 肉類(鳥肉を除く)及びその加工品 ※卸・仲卸の業務許可制とあわせて部類制を継続 ※加工水産物部は水産物部に統合 ※卸・仲卸・関連事業者の最高限度数の規定は実状に応じた許可制度とするため削除	・市場の適切な業務 運営のため
	開場期日・時間	継続	・卸売市場は、市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、日曜、祝日等とする ・市長は、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる ※臨時の休業については、手続きの簡素化のため、承認制から届出制に変更 (規則にて規定) ※本場・東部は終日開場、西部は午前8時30分から午後4時までとする	・市場の適切な管理 運営のため
	円滑なせり・入札の 実施	変更	<u>【せり売又は入札の方法による卸売の相手方について】</u> ・仲卸業者及び売買参加者に限る旨規定 <u>【売買参加者について】</u> ・卸売業者は、当該卸売業者が行う卸売に参加する者について売買参加者とする場合 は、市長に届け出なければならない ※手続きの簡素化のため、承認制から卸からの届出制に変更 <u>【せり人について】</u> ・卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について市長に届け出なければならない ※手続きの簡素化のため、試験に基づく認定・登録制から卸からの届出制に変更 ※売買補助参加者についても承認制から仲卸からの届出制に変更 (規則にて規定)	・市場の適切な業 務・管理の運営のた め

	項目		内容	理由
B その他の 取引参加者の 遵守事項 (取引ルール以外)	受託契約約款	変更	・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託物品の引渡し、受領等を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない ※手続きの簡素化のため、承認制から届出制に変更	・卸売の受託について円滑な決済を維持するため
	仲卸業者の事業報告書の提出	継続	・仲卸業者は毎事業年度経過後に、事業報告書を提出しなければならない	・仲卸業者の財務の状況等を把握するため
	卸売業者の取引実績の報告	継続	・卸売業者は、前月中に卸売をした物品について産地別の数量及び卸売金額（税込・税抜）を市長に報告しなければならない	・取引の実態を把握するためと市場使用料算定のため
	仲卸業者の取引実績の報告	継続	仲卸業者は、当該市場の卸売業者から買い受けた毎月の仕入高を市長に報告しなければならない ※規則から条例に移行 ※市場使用料算定については直荷引きの実績報告による	・取引の実態を把握するため
	委託手数料率の届出等	廃止	・条文削除	・卸売業者による売買取引条件の公表事項として規定
	出荷・完納奨励金等の承認	廃止	・条文削除	
	品質管理の方法	廃止	・条文削除	・食品衛生法の適用を受けするため